

「中小企業等経営強化法における経営力向上設備等に係る仕様証明書」発行についてのご案内

平成29年度税制改正にて「中小企業経営強化税制」が創設され、昨年7月より執行されております「中小企業等経営強化法に係わる固定資産税の特例」の対象物品が拡充され、器具備品も対象となりました。今年度で廃止となります産業競争力強化法「生産性向上設備投資促進税制」による先端設備（A分類）証明書とほぼ同様のスキームで対象設備要件を満たす設備のうち最低取得額要件などの税法上の要件を満たすものについて「証明書」を発行することとなりました。証明書を取得し、主務官庁において中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を得た場合に、税制上の優遇措置を受けられます。

対象設備の設備種類「器具及び備品」の中に用途・細目「試験又は測定機器」が分類されており、当工業会では、業界に関連する「非破壊検査機器」について、機器メーカー等（設備メーカー）の申請に基づき確認・証明を行いますのでご案内申し上げます。

対象設備要件は①②となります。別紙の申請書、証明書及びチェックシートに必要事項を記載の上、対象設備要件に該当することを裏付けする資料1部を添えてお申込み下さるようお願い申し上げます。先端設備の用紙とは異なりますのでご注意ください。

記

対象設備要件 (器具備品) 「試験又は 測定機器」	①販売開始要件	6年以内に販売が開始されたモデル
	②生産性向上	一代前モデル(旧モデル)と比較して「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること。 指標:「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」等
申請手続き等	証明書・チェックシート	申請設備ユーザー、1機種ごとに作成をお願いいたします。
	必要要件証明資料	新旧モデルの性能等が確認可能な資料を必ず添付すること。 (カタログ、仕様比較表、性能試験比較表、新製品発売案内など)
	要件確認審査 証明書発行	要件審査及び振込確認後に証明書を発行いたします。 受付後に資料等の追加ご提出のお願いをすることもあります。
	支払先	銀行名: 三井住友銀行 神田駅前 支店 (店番号) 220 普通預金 口座番号 1618804 一般社団法人 日本非破壊検査工業会 [シヤ) ニホンヒハカイケンサコウギョウカイ]
	申請料	1件当り 会員: 3,000円、非会員: 6,000円 (税込)
申請・問合せ先	一般社団法人 日本非破壊検査工業会 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F (TEL: 03-5207-5960 / FAX: 03-5207-5961)	

本制度の詳細につきましては、下記の**中小企業庁**ホームページをご参照ください。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>) 以上